

ペット保険



ご契約のしおり・約款

この冊子には、ペット保険「SBIいきいき少短のペット保険」のご契約に関する重要な事項を記載しています。内容をご確認ください。

また、この冊子は保険証券とともに大切に保管していただきますようお願いいたします。

ご契約に際しての大切な事柄(契約概要・注意喚起情報等)は、当社ウェブサイト

(<https://www.i-sedai.com/pet/product/provision.html>)

でいつでも閲覧いただけます。

目次

ご契約のしおり	
■ 主な保険用語のご説明	2
■ インターネットによるお申し込みの手続き	4
■ クレジットカードによる保険料の払い込み	5
■ お願いとお知らせ	6
• 当社の募集人には保険契約締結の代理権はありません。	
• 申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。	
• 保険証券・申込書・告知書の内容をご確認ください。	
• 保険証券・約款は大切に保管してください。	
• お申し込みを撤回することができます。	
• 補償割合、免責金額および払込方法の変更は、更新時以外にはできません。	
• ご契約中の保険契約を解約すると、不利益になることがあります。	
• 保険料は、口座振替にてお払い込みください。	
• 1年間の保険料は、責任開始日および更新日のペットの年齢等に応じて決まります。	
■ 個人情報の取扱いについて	9
■ しくみと特長	10
• お支払いする保険金	
■ ご契約に際して	12
• お申し込みに際しては、告知義務があります。	
• 事実と異なる告知をされた場合などに、保険契約を解除することがあります。	
• 保険契約の締結状況などにより、保険金をお支払いしないことがあります。	
• ペットの傷病歴や通院の事実、健康状態などを告知された場合のお引受けについて	
• 補償割合や免責金額の変更の際も告知が必要です。	
• 会社が承諾したときに、保険契約は成立します。	
• 承諾から責任開始日までの流れ	
■ 保険料のお払い込みについて	15
• 保険料のお払い込み方法(回数)	
• 保険料のお払い込み方法(経路)	

• 保険契約者の指定口座の変更について	
• 保険料のお払い込みの猶予期間について	
• 保険金の支払事由が発生した場合の保険料について	
■ 保険金について	18
• お支払いする保険金について	
• 保険金をお支払いできないことがある主な場合	
• 保険金のお支払い限度額の計算方法	
• 保険金のご請求手続き	
• 保険金の支払時期	
• 保険金ご請求権の有効期間	
• ご請求にあたってのご確認事項	
• 代理請求について	
• 被保険者が死亡した場合のご請求方法	
■ その他	24
• 保険料控除について	
• セーフティネットについて	
• 保険期間と更新について	
• 保険契約の解約について	
• 解約の際の未経過保険料について	
• 管轄裁判所について	
• 保険契約者の住所の変更やペットを譲渡した場合などについて	
• 苦情のお申し出先および相談窓口について	
• 指定紛争解決機関について	
• 共同保険について	

約款	
■ ペット保険 普通保険約款	30
■ インターネット申込割引特約	61
■ クレジットカード払特約	63
■ 共同保険に関する特約	66

主な保険用語のご説明

保険契約者	会社と保険契約を結び、保険契約上のさまざまな権利（たとえば、契約内容の変更の請求などの権利）と義務（たとえば、保険料のお払い込みなどの義務）をもつ人のことです。	責任開始日	会社が補償を開始する日のことで、ペットの契約年齢や保険期間の計算基準日になります。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された方および次のいずれかに該当する方で、この保険の補償を受けられる方をいいます。 <ul style="list-style-type: none">・保険証券の被保険者欄に記載された方の配偶者・保険証券の被保険者欄に記載された方またはその配偶者と同居している2親等内の親族	責任開始日の 応当日	責任開始日に対応する日のことで、保険期間内の毎月1日（ただし、責任開始日は除きます）になります。
補償割合	被保険者が負担するペットの治療費用に対して、会社が補償する保険金の割合をいいます。	払込期月	保険料を払い込む期間のことで、月払は月単位、年払は年単位の責任開始日の応当日の属する月の1日から末日までになります。
保険金	被保険者が支払事由に該当した場合に、会社からお支払いするお金のことです。	未経過保険料	保険期間の途中で保険契約を解約した場合などに、保険契約者に払い戻される保険料のことです。
告知義務と 告知義務違反	保険契約者および被保険者は保険契約のお申し込みや支払保険金額が増額となる変更（補償割合が増加となる補償割合の変更および免責金額が減少となる免責金額の変更をいいます）をする際に、危険に関する重要な事項のうち、ペットの健康状態、過去の傷病歴など会社が書面等でご質問する内容について、会社に事実をありのまま報告していただきます。これを「告知義務」といいます。会社に報告していただいた内容が事実と違っていた場合は、「告知義務違反」として、会社は保険契約を解除することがあります。	引受け	保険契約のお申し込みをお受けすることをいいます。
失効	保険料のお払い込みがない場合、保険契約の効力が失われることです。	保険期間	会社が保険契約上の責任を負う義務がある期間のことです。
猶予期間	保険料の払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために設けている、お払い込みを猶予する期間のことで、猶予期間内に保険料のお払い込みがないと保険契約は失効します。	保険期間 満了日	保険期間が終了する日のことです。
支払事由	<small>やっかん</small> 約款に定める保険金をお支払いする場合のことで、	保険証券	補償割合・免責金額や保険期間などの保険契約の内容を具体的に記載したもので、保険契約の成立を証明するものです。
		保険料	保険契約者が会社にお払い込むお金のことです。
		保険料払込 期間	保険契約者が保険料を払い込む義務がある期間の ことです。
		免責事由	約款に定める保険金をお支払いできない場合のこ とです。
		約款	会社と保険契約者との間の保険金のお支払い、保 険料のお払い込みなど、保険契約の内容をあらかじめ 定められたものです。

■ インターネットからお申し込みの手続きを行った場合には、インターネット申込割引特約が付加されます。

- この場合、以下の事項については書面によるお申し込みの手続きと異なりますのでご確認ください。
 - ① お申し込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力または選択し、会社へ送信することにより行います。
 - ② 告知は、告知書の提出に代えて、保険契約者または被保険者ご本人が、インターネットを利用して、会社が提示する告知画面で所要事項を入力または選択し、会社へ送信することにより行います。
 - ③ 保険契約申込時の保険料の払い込みは、クレジットカードによる払い込みのみとします。
 - ④ 保険料は、専用の保険料率によって計算されます。
 - ⑤ 保険契約が成立した後に、保険契約者に「保険証券」と申込内容・告知内容をお届けいたします。

■ クレジットカード払特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。

- この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なりますのでご確認ください。
 - ① 会社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。
 - ② クレジットカード会社への保険料の請求は、払込期月の中旬に行います。
- 保険契約者名義のクレジットカードのみご利用いただけます。
- クレジットカードの変更をされる場合は、すみやかに会社までお申し出ください。この場合、会社は所定の事務手続きを経て、新たなクレジットカードに変更させていただきます。

お願いとお知らせ

■当社の募集人には保険契約締結の代理権はありません。

- 当社の募集人は、お客様と会社の保険契約の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。

- 申込書は、必ず保険契約者をご自身でご記入・ご捺印ください。
- 告知書は、ペットの情報や過去および現在の健康状態など危険に関する重要な事項をお知らせいただくものです。保険契約者または被保険者が正確にご記入くださるようお願いいたします。

■保険証券、申込書・告知書の内容をご確認ください。

- 保険契約が成立した後に、保険契約者に「保険証券」と「保険契約申込書・告知書」の写しの一部をお届けいたします。
- 保険契約者および被保険者は、お申し込みの内容に相違がないか、告知された内容が間違っていないかをご確認ください。万一相違していたり、疑問な点がありましたら、すぐに会社までご連絡ください。

■保険証券、約款は大切に保管してください。

- 保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類ですので、大切に保管してください。
- 約款には保険契約の内容が詳細に記載されていますので、よくお読みのうえ大切に保管してください。

■お申し込みを撤回することができます。

- 保険契約の内容に納得がいけない場合、保険契約の申込日から責任開始日の前日までに、書面（封書またはハガキ。消印有効）または電磁的記録により保険契約のお申し込みを撤回することができます。お電話や会社の募集人に口頭でお伝えいただいても、お受けすることはできません。また、ご郵送いただいた書面やお送りいただいた情報に不備があった場合、撤回の処理が間に合わなくなることがあります。

[書面にご記入いただく事項]

- ①保険契約の申し込みを撤回する旨
- ②保険契約者の署名または記名・捺印
- ③保険種類
- ④保険契約の申込日
- ⑤保険契約者の住所、電話番号

※電磁的記録による場合は、当社ウェブサイトのお問い合わせフォームよりお申し出ください。

■補償割合、免責金額および払込方法の変更は、更新時以外にはできません。

- 補償割合および免責金額の変更は、更新時にのみ行うことができます。
- 支払保険金額が増額となる変更（補償割合の増加・免責金額の減少）を行う場合は、保険期間満了日の1か月前までに所定の用紙でお申し込みください。
- 上記以外の補償割合および免責金額の変更を行う場合は、保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。
- 支払保険金額が増額となる変更の際には、告知書をご提出いただきますので、告知内容によっては変更できない場合もあります。
- ペットの満年齢が12歳以後は、支払保険金額が増額となる変更はできません。
- 払込方法の変更（月払→年払、あるいは年払→月払）は更新時にのみ行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙でお申し込みください。

■ご契約中の保険契約を解約すると、不利益になることがあります。

- 現在ご契約の保険契約を解約し、新たに保険契約をお申し込みいただいた場合、ペットの健康状態などによってはお引受けできないことがあります。

■保険料は、口座振替にてお払い込みください。

- 保険料は、保険契約者が指定した金融機関からの口座振替で会社にお払い込みいただきます。保険契約者または配偶者もしくは2親等以内の親族名義の口座をご指定ください。

■1年間の保険料は、責任開始日および更新日のペットの満年齢等に応じて決まります。

- ご加入いただく場合、保険料は、責任開始日のペットの満年齢等に応じた額となります。申込日から責任開始日までの間にペットの年齢が変わる場合はご注意ください。
- 更新される場合の保険料は、更新日ごとに、その時点のペットの満年齢等に応じた額となります。

1. お客様の個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用します。
 - ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、給付金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
 - ②DM等の送付等当社または当社の関連会社・提携会社からの商品・サービスのご案内のため
 - ③各種アンケート、マーケティングや商品開発のため
 - ④雑誌等の掲載記事のための取材等の申し入れのため
 - ⑤その他当社業務に付随するお知らせや通知の送付およびお問い合わせ受付のため
 - ⑥①から⑤の業務を行うにあたり、再保険会社へ必要な範囲で個人情報を預託するため
 2. 当社はおお客様の同意がない限り、以下の場合を除いてお客様の個人データを第三者に提供することはいたしません。
 - ①法令により必要とされる場合
 - ②利用目的達成に必要な範囲内で業務の委託先に提供する場合
 - ③再保険のために再保険会社に個人情報を提供する場合
 - ④SBIグループ企業との間で共同利用を行う場合(下記3.)
 - ⑤給付金等のお支払い、契約の解除等の判断の参考とするために、他の保険業に関連する企業・団体等と共同利用を行う場合
 - ⑥その他、個人情報の保護に関する法律に基づき提供が認められている場合
 3. 当社はSBIグループ企業との間で、お客様の個人情報を共同利用させていただくことがあります。共同利用される個人情報の項目、共同利用者の範囲、共同利用の利用目的、個人情報の管理について責任を有する者の名称等の詳細は、当社ウェブサイトをご確認ください。
 4. 当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微(センシティブ)情報については、同ガイドラインに掲げる例外の場合を除き、ご本人の同意なく取得、利用または第三者提供いたしません。
 5. お客様の個人番号は、保険取引に関する支払調書作成事務のためのみに利用します。
- ※上記の他、当社の個人情報の取扱いについては、当社ウェブサイトをご確認ください。

しくみと特長

- ペット保険は、保険の対象となるペット（犬・猫）が、ケガまたは病気（注）によって日本国内の動物病院で治療を受けた場合に、被保険者の方が負担した治療費用について補償するものです。
（注）「ケガまたは病気」とは、普通保険約款の「傷害または疾病」を指します。
- 責任開始日から1か月以内に発症した病気については、保険金はお支払いしません（支払保険金額が増額となる変更をした日から1か月以内に発症した病気については、その増額分について同様とします）。

- 1 生後2か月から11歳11か月のペットについてお申し込みいただけます。
- 2 保険期間は1年間。1年ごとにペットの終身にわたり契約を更新できません*1。
- 3 病気、ケガによるペットの治療費用*2を補償します。
- 4 傷病歴などがあるペットへの引受対応（特別条件特則）*3を行っています。

※1「終身にわたり契約を更新できます」

- ペットの健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合において当社からご契約を更新しない旨の案内を通知した場合や、更新の際に特定の病気を補償しない特別条件特則が付加される場合など、ご契約を更新いただけない場合や自動的に更新されない場合がありますので、保険契約満了日の2か月前までに当社からお送りするご案内書類を必ずご確認ください。

※2「治療費用」

- お支払いの対象となる「治療費用」とは、ペットの治療のために要した治療費用のうち、臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法で要した診察料、時間外診療料、検査料、処置料、手術料、入院料、薬剤料、材料または医療器具使用料等をいいます。

※3「傷病歴などがあるペットへの引受対応（特別条件特則）」

- 会社は、保険契約者間の公平性を保つため、ペットの健康状態（保険金のお支払いが発生するリスク）に応じて、お申し込みの引受対応を行っています。
- ペットの健康状態等によってはお申し込みをお断りすることがありますが、特定の病気またはこれと獣医学上重要な関係が認められる病気に対しての支払を行わない「特別条件特則」を付けてお引受けできることがあります。また、傷病によっては、本特則を付けずにお引受けできることがあります。

■ お支払いする保険金

- ご契約のペットが保険期間中に被ったケガや病気の直接の結果として、日本国内の動物病院でペットに対して治療がなされた場合に、傷害が発生した日または疾病が発症した日以後に、その治療のために被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、保険金をお支払いします。
なお、お支払いする保険金（支払保険金額）は、以下のとおりとなり、保険証券記載の支払限度額の範囲内とします。

<支払保険金額>

1回の入院（注1）に対する支払保険金額	被保険者の負担した治療費用（注2）×保険証券記載の補償割合－保険証券記載の免責金額×入院日数
1回の通院に対する支払保険金額（注3）	被保険者の負担した治療費用（注2）×保険証券記載の補償割合－保険証券記載の免責金額

（注1）退院日と同日に転入院または再入院を開始した場合は、前の入院と後の入院をまとめて1回の入院として取り扱います。

（注2）入院中に手術が行われた場合または通院当日に手術が行われた場合は、その手術にかかわる治療費用を含みます。

（注3）同じ日に2回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめて1回の通院として取り扱います。また、入院と通院が同じ日にあった場合は、その通院に対して支払う保険金の算式において免責金額を差し引きません。

- ペットが入院中に、補償割合の変更または免責金額の変更が行われた場合でも、1回の入院に対する支払保険金額は入院開始日における補償割合および免責金額に応じて計算します。

[保険金の支払限度額]

- 1 保険期間に当社がお支払いする保険金の金額は、保険証券記載の支払限度額が限度となります。1 保険期間の支払保険金額の合計が限度額に達した場合、超過分はお支払いできません。
- 1 保険期間の支払保険金額の合計が限度額に達した場合、達した日が属する月の翌月以後、保険期間満了日までの保険料はお払い込みいただく必要はありません。該当する保険期間満了後は、保険契約の更新をしていただくことができます。

■お申し込みの際には、告知義務があります。

- 保険は、大勢の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪いペットなどが無条件に契約をすると、保険料負担の公平性が保たれません。そのため、保険契約者や被保険者には、ペットの健康状態などについて、正確に報告していただくことが必要です。
- 保険契約のお申し込みにあたっては、ペットの過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態など、会社所定の「告知書」で会社が質問する事柄について、事実をありのまま正確にお知らせください。
- 告知は、会社所定の「告知書」にご記入いただくことでお受けします。会社の募集人に口頭でお伝えいただいても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■事実と異なる告知をされた場合などに、保険契約を解除（支払保険金額が増額となる変更の際の告知については増額分を解除。以下同じとします。）することがあります。

- 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（支払保険金額が増額となる変更をした場合は当該変更日とします）から2年以内であれば、会社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。
- 責任開始日や支払保険金額が増額となる変更日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、保険契約を解除することがあります。
- 保険契約を解除した際には、治療を開始していても、保険金をお支払いしない場合があります。

■保険契約の締結状況などにより、保険金をお支払いしないことがあります。

- 加入時に詐欺・強迫行為や保険金を不法に取得する目

的があったときは、責任開始日や支払保険金額が増額となる変更日からの年数を問わず、保険金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。

■ペットの傷病歴や通院の事実、健康状態などを告知された場合のお引受けについて

- 告知の内容から、保険契約のお引受けについては、下記のいずれかの決定とさせていただきます。
 - ①無条件で保険契約をお引受けする。
 - ②特別条件特則を付けて保険契約をお引受けする。
 - ③保険契約をお断りする。

■補償割合や免責金額の変更の際も告知が必要です。

- 支払保険金額が増額となる変更の際には、告知をしていただきます。

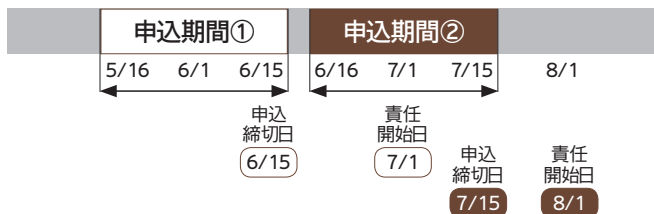
■会社が承諾したときに、保険契約は成立します。

- 保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対して会社が承諾したときに成立します。会社が承諾した場合は、保険契約者宛に責任開始日を記載した承諾通知を送付します。
- 会社が承諾するためには、下記が必要です。
 - ①申込書（口座振替依頼書を含む）および告知書
 - ②特別条件特則を付加する場合は、付加されることに対するの同意書

■承諾から責任開始日までの流れ

- 毎月15日を申込締切日として、その日までに保険契約が成立した場合は、翌月1日の責任開始日から補償が開始します。
- 申込書などに記入・捺印漏れがあったり、会社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、保険契約の成立した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。

【責任開始日までのスケジュール例】



[申込書等に不備などがない場合]

5月16日～6月15日(申込期間①)の間に会社が保険契約申込書などを受理し、かつ、そのお申し込みに対しての承諾をした場合、責任開始日は7月1日となります。

[申込書等に記入・捺印漏れがあり、確認に時間を要する場合]

5月16日～6月15日(申込期間①)までの間に会社が保険契約申込書などを受理したが、保険契約申込書などの記入・捺印漏れや会社で確認に時間を要する場合などがあり、そのお申し込みに対しての承諾をしたのが6月16日～7月15日(申込期間②)となった場合、責任開始日は8月1日となります。

■保険料のお払い込み方法(回数)

- 保険料のお払い込み方法は、月払、年払のうち、いずれか一つをお選びください。

■保険料のお払い込み方法(経路)

- 原則は、口座振替払いとなります。会社が提携している金融機関で、保険契約者の指定した預金口座から保険料を振替いたします。この場合、領収証は発行いたしませんので、通帳記帳でご確認ください。
 - ・ 口座振替が猶予期間中の振替日にできなかった場合に限り、例外的な措置として、猶予期間満了日までに、最寄りの金融機関等より会社指定の口座にお振り込みいただくか、会社に保険料を持参して払い込んでいただくことができます。振り込みの際の受領証は、領収証の代わりとなりますので、大切に保管してください。また、会社に保険料を持参した場合、会社は受領した際に所定の領収証を発行いたしますので、大切に保管してください。

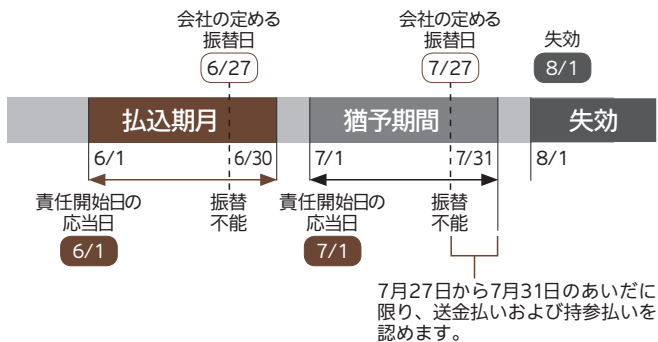
■保険契約者の指定口座の変更について

- 指定口座の変更をされる場合は、すみやかに会社までお申し出ください。
- 指定口座の変更についてお申し出があった場合、会社は所定の事務手続きを経て、新たな指定口座に変更させていただきます。

■保険料のお払い込みの猶予期間について

- 保険料の口座振替が行われる前日までに指定口座に保険料振替に必要な残高があるようにしておいてください。
- 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 保険料お払い込みの猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
- 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

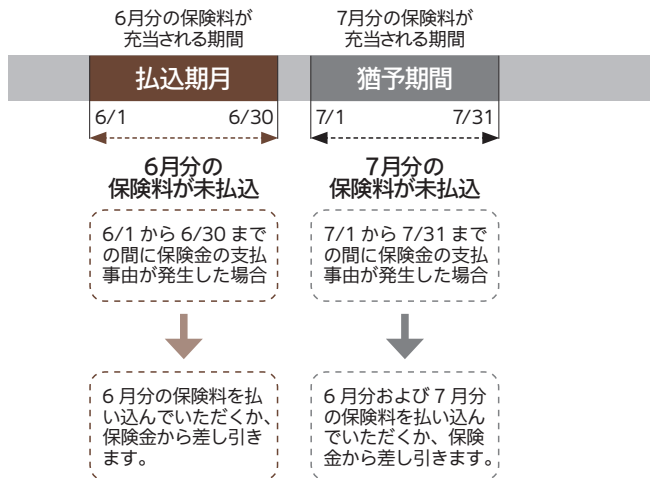
【保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効の例】



■ 保険金の支払事由が発生した場合の保険料について

- 保険料は、毎回の払込期月の責任開始日の応当日から次の払込期月の責任開始日の応当日の前日までの期間に充当されます。
- 保険料が払い込まれていない場合で、猶予期間までの間に保険金の支払事由が生じたときには、ただちに未払込保険料を会社にお支払いください。ただし、保険契約者または保険金の受取人からのお申し出があれば、保険金から未払込保険料を差し引いて保険金をお支払いすることもできます。

【猶予期間中に保険料未払いの例】



■お支払いする保険金について

- ご契約のペットが保険期間中に身体障害を被り、日本国内の動物病院で治療を受けた場合に、傷害が発生した日または疾病が発症した日以後に、その治療のために被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、保険金をお支払いします。

■保険金をお支払いできないことがある主な場合

- 責任開始日前に生じたケガや病気を原因とする場合
 - 責任開始日から1か月以内に発症した病気を原因とする場合(支払保険金額が増額となる変更をした日から1か月以内に発症した病気を原因とする場合は、その増額分についての保険金)
 - 保険の対象となるペットが愛玩動物または伴侶動物とすることを目的として飼育・管理されなくなった事実が発生し、契約が消滅した場合
 - 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
 - 重大事由により保険契約が解除となった場合
 - ①保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき
 - ②保険金の請求について、詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
 - ③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはその他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき
 - ※1「反社会的勢力」
暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ※2「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」
反社会的勢力に対して、資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力を不当に利用していることなどをいいます。
- また、保険契約者または保険金の受取人が法人の場合には、反社会的勢力による経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

④上記と同等の重大な事由があるとき

- 保険契約について詐欺・強迫の行為があって取り消された場合や、保険金の不法取得目的があって保険契約が無効となった場合
- 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合
- 免責事由に該当した場合

<主な免責事由>

保険契約者・被保険者等の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○保険契約者・被保険者等の故意・重大な過失・自殺行為・犯罪行為・闘争行為により生じたケガ・病気 ○動物愛護及び管理に関する法律等の法令に反する不適切な飼養・管理のために生じたケガ・病気 ○保険契約者・被保険者・獣医師等の不正行為による保険金請求
既往症・先天性疾患	○獣医学の水準から先天性・遺伝性疾患によって生じたと判断されるケガ・病気
自然災害等によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○地震・噴火・津波によって生じたケガ・病気 ○台風、暴風雨、豪雨による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じたケガ・病気
予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ○ケガや病気の生じた日から過去2年以内に予防接種をしなかったため罹患した次の病気 <ol style="list-style-type: none"> ①犬 ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルスII型感染症、パラインフルエンザ、バルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、コロナウイルス感染症または狂犬病 ②猫 汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎(ヘルペス)または白血球ウイルス感染症(FeLV)、クラミジア ○猫免疫不全ウイルス(FIV)感染症(猫エイズ)または猫免疫不全ウイルス(FIV)感染症が原因と認められる病気 ○獣医師の指導のもとで適切な予防処置をしなかったため生じたフィラリア症(犬糸状虫症)
予防医療・健康食品等	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種費用その他病気予防のための検査・投薬・予防接種費用、定期健診・予防的検査 ○ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用 ○健康補助食品・サプリメント・処方食・医薬部外品 ○漢方(医薬品を除きます)・鍼灸・温泉療法・酸素療法・中国医学・インド医学・ハーブ療法・ホメオパシー・アロマセラピー・免疫療法等の代替的処置

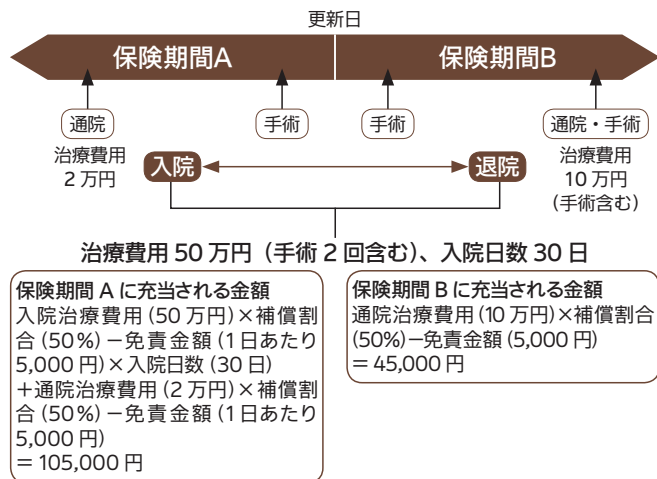
治療費用 以外の費用	<ul style="list-style-type: none"> ○入浴費用、自宅で使用するシャンプー、イヤークリーナー、スキンコンディショナー等のための費用 ※獣医師が通常の治療の一環として動物病院において行った薬浴はお支払いの対象となります。 ○ペットの移送費 ○マイクロチップの挿入費用 ○安楽死のための費用 ○葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用 ○各種証明書類の文書作成費用(郵送費用を含みます) ※保険金請求のために作成した診断書および領収書等の作成費用はお支払いの対象となります。 ○医薬品の郵送費用 ○カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料 ○ペットが新生仔の養育またはケガ・病気のための付添いに要した費用
その他保険金をお支払いできない場合として当社が定めている費用	<ul style="list-style-type: none"> ○不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、爪切除(狼爪切除を含みます)、美容整形手術、その他ケガ・病気の治療目的に該当しない外科手術 ○交配・妊娠・偽妊娠・出産・早産・流産またはこれらの治療により生じたケガ・病気 ※母体救命措置として行う緊急性を伴う帝王切開は、お支払いの対象となります。 ○停留鞏丸・膝蓋骨脱臼・膈ヘルニア・鼠径ヘルニア・椎間板ヘルニア ○歯科治療・口腔外科治療 ※ケガの治療目的で行われる場合はお支払いの対象となります。 ○健康体に行われた処置(ケガ・病気の治療目的でない耳道の洗浄・肛門腺しぼり・除毛・抜毛等)や検査 ○治療を伴わない介護 ○往診料

※主な場合のみを記載しておりますので、上記以外については普通保険約款をご確認ください。

■保険金のお支払い限度額の計算方法

- 1回の入院に対して支払う保険金については入院を開始した日の属する保険期間に、1回の通院に対して支払う保険金についてはそれぞれの通院日の属する保険期間に充当して計算されます。

【保険金の支払限度額の計算方法(補償割合50%、免責金額5,000円の場合)】



■保険金のご請求手続き

- 保険金のご請求は、下記の手順となります。
 - ① ペットの治療を開始
 - ② 保険契約者または被保険者が、ペットの治療を開始した日から30日以内に会社指定の窓口(保険金・給付金請求受付センター)にご連絡ください。正当な理由なく30日以内にご連絡いただけない等の場合には、それによって当社が被った損害額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 - ③ 保険金の受取人の方へご請求に必要な書類をお送りします。保険金の受取人の方は書類を準備し、必要事項をすべて記入し、所定の宛先にお送りください。
 - ④ お支払いが決定しましたら、会社よりご指定の口座へ保険金をお振り込みします。
- ご請求に必要な書類は、「普通保険約款 別表1」に記載しています。

■保険金の支払時期

- 保険金は、ご請求に必要な書類が会社に着した日の翌日から起算して30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、お支払いします(請求に必要

な書類に不備があった場合には、お支払いが遅れることがあります。

保険金を支払うために必要な確認をするため、特別な照会や調査が不可欠な場合には、確認事項とその内容に応じた一定の期間を下記のように規定しています。規定した期間を経過して保険金をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いいたします。

身体障害発生の状況、身体障害発生の原因となった事故等を確認するために、警察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果を得る必要がある場合	180日
身体障害の内容、身体障害発生の原因となった事故、身体障害の発生と身体障害発生の原因となった事故との関係等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果を得る必要がある場合	90日
災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域において、身体障害発生の状況やその程度等の確認のために必要な調査を行う場合	60日
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合	60日
弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日
日本国外における調査	180日

■保険金ご請求権の有効期間

- 保険金のご請求の権利は、ペットに対する治療がなされ、被保険者が治療費用を負担した時の翌日から3年を経過しますとなくなります。

■ご請求にあたってのご確認事項

- 保険金のご請求があった場合、会社の社員または会社の委託を受けた者がその内容などについて確認させていただくことがあります。
- 保険金の支払にあたり必要な限度において、当社の指定する獣医師によるペットの診察等を行うことがあります。
- 保険金をご請求いただいた治療費用が、治療を受けた時点の獣医学の水準に照らした平均的な治療費用の額から相当に乖離しており、動物病院を変更することに

よりその状態の解消が見込まれる場合には、治療を受ける動物病院の変更をお願いする場合があります。

■代理請求について

- 保険金の受取人である被保険者が、保険金のご請求ができない特別な事情^{*1}がある場合には、次のいずれかの方(代理請求人)が代わりにご請求できます。
 - ① 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の配偶者
 - ② 上記の配偶者がいない場合には、被保険者と同居または生計を一にしている3親等内の親族
- 保険金を代理請求人に支払った場合、その後重複してその保険金のご請求をお受けしてもお支払いいたしません。

※1「特別な事情」

たとえば、病気やケガにより、言葉をしゃべることができない状況や手が不自由で意思表示ができない状態のため、ご請求の手続きができない場合などになります。

■被保険者が死亡した場合のご請求方法

- 保険金の受取人である被保険者が死亡した場合で、まだ保険金のご請求手続きをされていない場合は、被保険者の法定相続人のうち、下記に定める1人の方が他の法定相続人を代表してご請求できます。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 上記の配偶者がいない場合には、法定相続人の協議により定められた方
- 保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、その後重複してその保険金の請求をお受けしてもお支払いいたしません。

■保険料控除について

- 保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除の対象となっております。

■セーフティネットについて

- 当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりますので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金を法務局に差し入れております。

■保険期間と更新について

- 保険期間は、責任開始日から1年間です。
- 保険契約者が保険期間満了日までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、ご契約は原則として自動的に更新され、ペットの終身にわたって更新いただけます。ただし、ペットの健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合において当社からご契約を更新しない旨の案内を通知した場合や、更新の際に特定の病気を補償しない特別条件特則が付加される場合など、ご契約を更新いただけない場合や自動的に更新されない場合がありますので、保険契約満了日の2か月前までに当社からお送りするご案内書類を必ずご確認ください。

■保険契約の解約について

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。

■解約の際の未経過保険料について

- 保険契約が解約となった場合、すでに会社に払い込まれた年払保険料から、解約日における既経過月数（1か月未満の端数は切り上げます）に月払保険料相当額を乗じた額を差し引いた額を払い戻します。月払の場合、

未経過保険料はありません。

■管轄裁判所について

- この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金受取人の住所地を管轄する地方裁判所のいずれかを管轄裁判所とします。

■保険契約者の住所の変更やペットを譲渡した場合などについて

- 保険契約者の住所などご契約内容に変更が生じた場合や、ペットを譲渡した場合、ペットが死亡した場合は、保険契約者ご本人より当社まで必ずご連絡ください。
- 保険契約締結の後、保険の対象となるペットが売買を目的として飼育・管理されるようになった場合、闘犬・狩猟犬・競争犬・災害救助犬・警察犬等となった場合やブリーダー等において専ら繁殖を目的として飼育・管理されるようになった場合など、愛玩動物または伴侶動物とすることを目的として飼育・管理されなくなった事実が発生した場合には、その事実が発生した時から保険契約は消滅しますので、必ず当社にご通知ください。

■苦情のお申し出先および相談窓口について

- ご契約に関する照会・各種お手続きはこちらへ
ご契約者様サポートセンター

 通話料
無料 **0800-111-8164**

受付時間 ● 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)
※受付時間外は自動応答になります。

- 苦情のお申し出およびご意見・ご相談はこちらへ
お客様苦情・相談窓口

 通話料
無料 **0120-19-0703**

受付時間 ● 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

■指定紛争解決機関について

- 当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8

TEL  **0120-82-1144**

FAX  **03-3297-0755**

受付時間 ● 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

※詳しくは、一般社団法人日本少額短期保険協会の
ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.shougakutanki.jp/>

■共同保険について

- この保険は、SBIいきいき少額短期保険株式会社およびSBIリスタ少額短期保険株式会社の共同保険としてお引き受けまたは各社単独でお引き受けいたします。共同保険の場合、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。また、共同保険の場合の引受割合は、SBIいきいき少額短期保険株式会社、SBIリスタ少額短期保険株式会社ともに50%ずつです。なお、両社のうち幹事会社となる会社は、他の少額短期保険業者の代理・代行を行います。幹事会社は保険証券をご確認ください。

約款

ペット保険 普通保険約款

インターネット申込割引特約

クレジットカード払特約

共同保険に関する特約

ペット保険 普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 用語の定義

第1条 用語の定義

2. 責任開始日、保険期間および保険料払込期間

第2条 責任開始日

第3条 保険期間および保険料払込期間

3. 保険金の支払

第4条 保険金を支払う場合

第5条 保険期間と支払責任の関係

第6条 保険金を支払わない場合－その1

第7条 保険金を支払わない場合－その2

第8条 保険金を支払わない場合－その3

第9条 保険金を支払わない場合－その4

第10条 支払保険金額

第11条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払

第12条 他の身体障害の影響

第13条 治療期間の短縮

第14条 保険金の支払限度額

第15条 保険金の支払限度額に達した場合の取扱

4. ペットの死亡等による保険契約の消滅

第16条 ペットの死亡等による保険契約の消滅

5. 保険金の請求、支払時期および支払場所

第17条 治療を開始したときの連絡

第18条 保険金の請求、支払時期および支払場所

第19条 会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求

第20条 会社による動物病院変更の要求

6. 保険料の払込

第21条 保険料払込方法(回数)が月払の保険料の払込

第22条 保険料払込方法(回数)が年払の保険料の払込

第23条 保険料払込方法(経路)

第24条 保険料払込方法(経路)の変更

第25条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第26条 払込期月または猶予期間中に保険事故が発生した場合

7. 保険契約の取消・無効

第27条 詐欺による取消および不法取得目的による無効

8. 告知義務

第28条 告知義務

第29条 告知義務違反による解除

第30条 告知義務違反による解除ができない場合

9. 重大事由による解除

第31条 重大事由による解除

10. 契約者配当金

第32条 契約者配当金

11. 保険契約の解約

第33条 保険契約の解約

12. 未経過保険料

第34条 未経過保険料

13. 契約内容の変更

第35条 補償割合の変更

第36条 免責金額の変更

第37条 保険料払込方法(回数)の変更

第38条 保険契約者または被保険者の変更

第39条 保険契約者または被保険者の代表者

第40条 保険契約者の住所または通信先の変更

14. 年齢の計算ならびに契約年齢およびペットの区分の誤りの処理

第41条 ペットの年齢の計算

第42条 契約年齢およびペットの区分の誤りの処理

15. 保険契約の更新

第43条 保険契約の更新

16. 保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合

第44条 保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合

17. 保険期間中の保険料の増額または保険金の減額をする場合

第45条 保険期間中の保険料の増額または保険金の減額

第46条 想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減

18. 時効

第47条 時効

第48条 代位

19. 管轄裁判所

第49条 管轄裁判所

20. 特別条件特則

第50条 特別条件特則

別表1 <請求書類>

■この保険の趣旨

この保険は、ペットが身体障害を被り、治療がなされた場合に、被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、補償することを趣旨とします。

1. 用語の定義

第1条<用語の定義>

1. この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ペット	<p>保険証券記載の愛玩動物または伴侶動物（注）とすることを目的として家庭で飼育および管理されている犬または猫をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する犬または猫は除きます。</p> <p>(1) 売買を目的として飼育・管理されている犬または猫</p> <p>(2) 闘犬、狩猟犬、競争犬、災害救助犬または警察犬等、愛玩動物または伴侶動物とすること以外の目的で飼育・管理されている犬または猫</p> <p>(3) ブリーダー等において専ら繁殖を目的として飼育・管理されている犬または猫</p> <p>(注) 伴侶動物 コンパニオンアニマルをいい、盲導犬、聴導犬、介助犬などの身体障害者補助犬を含みます。</p>
傷害	<p>ペットが急激（注1）かつ偶然（注2）な外来（注3）の事故（以下「不慮の事故」といいます。）によって被った身体の傷害をいいます。</p> <p>(注1) 急激 傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。</p>

傷害	<p>(注2) 偶然 傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予知できないことをいい、被保険者の故意に基づくものは該当しません。</p> <p>(注3) 外来 傷害の原因がペットの身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。</p> <p>不慮の事故による傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒は除きます。</p> <p>また、ペットに施された医療行為による傷害は除きます。ただし、不慮の事故による傷害の治療のための医療行為はこの限りではありません。</p>
傷害の発生	<p>ペットが傷害を被る原因となった不慮の事故が発生した時にその傷害が発生したものとみなします。ただし、その事故の発生を被保険者が知らなかった場合には、獣医師により推定された時にその傷害が発生したものとみなします。</p>
疾病	<p>臨床獣医学上、ペットの身体の状態が病気であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。</p>
疾病の発症	<p>ペットが獣医師により疾病の治療が必要であると初めて診断された時にその疾病が発症したものとみなします。</p>

治療	入院、通院または手術による獣医師の治療をいい、臨床獣医学の判断に従い、ペットの健康回復に必要な臨床獣医学的措置（注）をいいます。ただし、第7条<保険金を支払わない場合—その2>の治療等は含みません。 （注）臨床獣医学的措置 ペットの身体の健康状態の維持またはその減退の防止のために必要な措置を含みます。
身体障害	傷害または疾病をいいます。
動物病院	獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に定める、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設で、第3条に定める届出がなされ休止もしくは廃止されていない施設をいいます。
獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づく獣医師の免許を交付されている者で、被保険者以外の者をいいます。
入院	獣医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため動物病院に入り、常に獣医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	獣医師による治療が必要な場合において、動物病院に通い、または往診により、獣医師による入院を伴わない治療に専念することをいいます。
手術	獣医師がペットに対して治療のために麻酔を用いて行う切開・切除等の行為をいいます。ただし、麻酔を使用する診断行為は含みません。

被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者および次の各号のいずれかに該当する者で、この保険の補償を受けられる方をいいます。 （1）保険証券の被保険者欄に記載された者の配偶者 （2）保険証券の被保険者欄に記載された者またはその配偶者と同居している2親等内の親族
治療費用	ペットの治療のために要した治療費のうち、臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法で要した診察料、時間外診療料、検査料、処置料、手術料、入院料、薬剤料、材料または医療器具使用料等をいいます。ただし、第8条<保険金を支払わない場合—その3>の費用は含みません。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、会社が会社所定の書面で告知を求めたものをいいます。
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
他の保険契約等	この保険契約におけるペットと同一の犬または猫について締結された第4条<保険金を支払う場合>の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
無効	保険契約の効力が保険契約締結時から生じなかったものとなることをいいます。
失効	保険契約が効力を失うことをいいます。
消滅	保険契約が終了することをいいます。

2. 責任開始日、保険期間および保険料払込期間

第2条<責任開始日>

1. 会社は、保険契約申込書等および第50条<特別条件特則>の定めにより特別条件を付加する場合はその同意書の受付を毎月15日(以下「申込締切日」といいます。)に締め切ります。申込締切日までに会社が受理し、承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。
2. 前項により会社の責任が開始される日を責任開始日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算は、責任開始日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合、その旨を責任開始日までに保険契約者に通知します。
5. 保険契約は、会社が保険契約の申込を承諾した時に成立するものとします。

第3条<保険期間および保険料払込期間>

1. 保険期間は、責任開始日から起算して1年間とします。
2. 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

3. 保険金の支払

第4条<保険金を支払う場合>

1. 会社は、ペットが身体障害を被り、その直接の結果として、日本国内の動物病院でペットに対して治療がなされた場合に、傷害が発生した日または疾病が発症した日(以下「身体障害の発生日」といいます。)以後に、その身体障害の治療のために被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害について、保険金を支払います。

第5条<保険期間と支払責任の関係>

1. 会社は、保険期間中にペットにつき治療がなされた場合に保険金を支払います。ただし、責任開始日においてすでに発生していた身体障害(発生していた傷害または発症していた疾病をいいます。)については、保険金を支払いません。
2. ペットが入院をし、その入院中に保険期間が満了したときは、その満了日を含んで継続している入院を、保険期間中

の入院とみなして取り扱います。

3. ペットが責任開始日前に発生した不慮の事故による傷害または発症した疾病を原因として責任開始日から起算して2年を経過した後に治療を開始したときはその治療は責任開始日以後の原因によるものとみなします。
4. 第1項の規定にかかわらず、身体障害が責任開始日からその日を含めて1か月以内に発症した疾病のときは、保険金を支払いません。
5. 第35条<補償割合の変更>第1項または第36条<免責金額の変更>第1項に定める変更により、会社が医療費用損害について支払う保険金の金額(以下「支払保険金額」といいます。)が増額となる場合、その変更をした日からその日を含めて1か月以内の疾病の発症を原因とした治療に対しては、その増額分についての保険金を支払いません。

第6条<保険金を支払わない場合—その1>

1. 会社は、ペットに生じた次の各号のいずれかに該当する身体障害の治療に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 次の①から⑥までのいずれかに掲げる者の故意もしくは重大な過失によって生じた身体障害または自殺行為、犯罪行為もしくは闘争行為によって生じた身体障害。ただし、③については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者またはその代理人(注1)
 - ② 被保険者またはその代理人
 - ③ 被保険者以外の保険金の受取人またはその代理人(注2)
 - ④ 被保険者の配偶者
 - ⑤ 被保険者と生計を共にする同居の親族
 - ⑥ 被保険者と生計を共にする別居の未婚の子
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (2) 動物愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)またはその他の法令に反する不適切な飼養または管

理のために、ペットに生じた身体障害

- (3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた身体障害
- (4)台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって生じた身体障害
- (5)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(注3)によって生じた身体障害
(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (6)核燃料物資(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた身体障害
(注4) 使用済燃料を含みます。
(注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (7)前4号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって生じた身体障害
- (8)第6号以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた身体障害

第7条<保険金を支払わない場合—その2>

1. 会社は、次の各号のいずれかに該当する治療に対しては、保険金を支払いません。

- (1)ペットの不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、爪切除(注1)、美容整形手術、その他健康体に施す外科手術(注2)
(注1) 爪切除には狼爪切除を含みます。
(注2) 健康体に施す外科手術とは、身体障害の治療目的に該当しない外科手術をいいます。
- (2)ペットの交配、妊娠、偽妊娠、出産、早産もしくは流産の治療またはその治療によって生じた身体障害。ただし、母体救命措置として行う緊急性を伴う帝王切開については、保険金を支払います。
- (3)ペットの身体障害の発生日から過去2年以内に予防接種をしなかったため罹患した次の疾病に対する治療
①犬

ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルスⅡ型感染症、パラインフルエンザ、バルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、コロナウイルス感染症または狂犬病

②猫

- 汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎(ヘルペス)または白血病ウイルス感染症(FeLV)、クラミジア
- (4)猫免疫不全ウイルス(FIV)感染症(猫エイズ)または猫免疫不全ウイルス(FIV)感染症が原因と認められる疾病に対する治療
 - (5)獣医師の指導のもとで適切な予防処置(注3)をしなかったため生じたフィラリア症(犬糸状虫症)に対する治療
(注3) 予防処置とは、動物病院が認める予防薬の投薬等をいいます。
 - (6)停留睾丸、膝蓋骨脱臼、臍ヘルニア、鼠径ヘルニア、椎間板ヘルニアに対する治療
 - (7)歯科治療および口腔外科治療。ただし、傷害の治療目的に該当する場合には、保険金を支払います。
 - (8)獣医学の水準から判断して、先天性・遺伝性疾患によって生じた身体障害に対する治療
 - (9)健康体に行われた処置(注4)、健康体に行われた検査(注5)
(注4) 健康体に行われた処置とは、身体障害の治療目的に該当しない耳道の洗浄、肛門腺しぼり、除毛、抜毛等をいいます。
(注5) 健康体に行われた検査には、健康体を想定した検査後に症状原因または診断名が確定した場合を含みます。
 - (10)治療を伴わない介護

第8条<保険金を支払わない場合—その3>

1. 会社は、次の各号のいずれかに該当する治療、検査、処置等に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

- (1)ワクチン接種費用、その他疾病予防のための検査、投薬もしくは予防接種費用または定期健診もしくは予防的検査のための費用
- (2)健康補助食品・サプリメント、処方食または医薬部外

品のための費用

- (3)入浴費用(注1)、自宅で使用するシャンプー(注2)、イヤークリーナー(注2)、スキンコンディショナー(注2)等のための費用
ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院において行った薬浴は、保険金を支払います。
(注1)入浴費用には、シャンプー代を含みます。
(注2)医薬品を含みます。
- (4)漢方(注3)、鍼灸、温泉療法、酸素療法、中国医学、インド医学、ハーブ療法、ホメオパシー、アロマセラピーまたは免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
(注3)医薬品を除きます。
- (5)ペットの移送費
- (6)マイクロチップの挿入費用
- (7)安楽死のための費用
- (8)葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用
- (9)各種証明書類の文書作成費用(注4)
ただし、保険金請求のために作成した診断書および領収書等の作成費用については、保険金を支払います。
(注4)文書作成費用には、当該文書の郵送費用を含みます。
- (10)医薬品の郵送費用
- (11)カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料
- (12)ペットが新生仔の養育または身体障害のための付添いに要した費用
- (13)ノミ、ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用
- (14)往診料

第9条<保険金を支払わない場合—その4>

1. 会社は、次の各号のいずれかに掲げる者の不正行為によってなされた保険金の請求に対しては、保険金を支払いません。ただし、第3号については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。
 - (1)保険契約者またはその代理人
 - (2)被保険者またはその代理人
 - (3)被保険者以外の保険金の受取人またはその代理人
 - (4)獣医師

第10条<支払保険金額>

1. 支払保険金額は、次の各号に定める算式によって算出した額となります。ただし、第三者より支払われた賠償金がある場合は、被保険者の負担した治療費用からその額を差し引くものとします。
 - (1)1回の入院(注1)に対する支払保険金額
被保険者の負担した治療費用(注2)×保険証券記載の補償割合－保険証券記載の免責金額×入院日数
 - (2)1回の通院に対する支払保険金額(注3)
被保険者の負担した治療費用(注2)×保険証券記載の補償割合－保険証券記載の免責金額
(注1)退院日と同日に転入院または再入院を開始した場合は、前の入院と後の入院をまとめて1回の入院として取り扱います。
(注2)入院中に手術が行われた場合または通院当日に手術が行われた場合は、当該手術にかかわる治療費用を含みます。
(注3)同じ日に2回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめて1回の通院として取り扱います。また、入院と通院が同じ日にあった場合は、当該通院に対する支払保険金額の算式において、免責金額を差し引きません。
2. ペットが入院中において、第35条<補償割合の変更>または第36条<免責金額の変更>に定める変更がされた場合であっても、1回の入院に対する支払保険金額は入院開始日における補償割合および免責金額に応じて計算します。

第11条<他の保険契約等がある場合の保険金の支払>

1. 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約等について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が被保険者の負担した治療費用の額を超えるときは、会社は、次の各号に定める額を保険金として支払います。
 - (1)他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - (2)他の保険契約等から保険金が支払われた場合
被保険者の負担した治療費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条<他の身体障害の影響>

1. 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合は、会社は、その影響がなかった場合に相当する損害の額を支払います。
2. 正当な理由がなく、保険契約者、被保険者または保険金の受取人がペットの治療を怠ったことにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重された場合も、前項と同様の方法で支払います。

第13条<治療期間の短縮>

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失によって治療が延長したときは、延長したと認められる期間に生じた治療費用に対しては、保険金を支払いません。

第14条<保険金の支払限度額>

1. 保険金の支払限度額は、この保険契約の保険期間中の支払保険額を合算して保険証券記載の額とします。

第15条<保険金の支払限度額に達した場合の取扱>

1. 同一のペットに対する支払保険金額が、前条に定める保険金の支払限度額に達した場合、その達した時から保険期間満了日までの間、会社は保険金を支払いません。ただし、第43条<保険契約の更新>の規定により保険契約が更新された場合には、更新後の保険期間に対して本条の規定を適用します。
2. 前条に定める保険金の支払限度額に達した場合、その達した日の属する月の翌月から保険期間満了日までの間、会社は保険料を収受しません。
3. 未経過保険料がある場合には、前条に定める保険金の支払限度額に達した日を基準日として第34条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を支払います。

4. ペットの死亡等による保険契約の消滅

第16条<ペットの死亡等による保険契約の消滅>

1. ペットが死亡した場合、その死亡した時から保険契約は消滅します。

2. ペットが愛玩動物または伴侶動物とすることを目的として家庭で飼育および管理されなくなった（以下「引受範囲外となった」といいます。）場合、その引受範囲外となった時から保険契約は消滅します。この場合、会社は、その時以後の治療に対して保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求します。
3. 前2項の場合、保険契約者は、ただちに会社に通知してください。
4. 未経過保険料がある場合には、ペットが死亡したときはペットが死亡した日を、ペットが引受範囲外となったときはペットが引受範囲外となった日を基準日として第34条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を支払います。

5. 保険金の請求、支払時期および支払場所

第17条<治療を開始したときの連絡>

1. ペットの治療を開始したときは、保険契約者または被保険者は、その開始した日からその日を含めて30日以内に身体障害の状況ならびにその程度および他の保険契約等の有無および内容（すでに他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。）を会社に連絡しなければなりません。この場合において、会社が書面による連絡または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
2. 保険契約者または被保険者が、会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反した場合は、会社は、それによって会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第18条<保険金の請求、支払時期および支払場所>

1. 会社に対する保険金請求権は、ペットに対する治療がなされ、被保険者が治療費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
2. 保険金の受取人は、別表1記載の請求に必要な書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して保険金を請求してください。
3. 保険金は、前項の請求書類が会社の本社に到着した日（ただし、請求書類に不備がある場合はその不備が解消した日）の翌日から起算して30日以内に、会社が保険金を支払うために必要な次の各号の事項の確認を終え、会社の本社で支払います。なお、それを超えて支払うこととなった場合は、

超過期間に対する利息を付けて保険金を支払います。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項	事故の原因、事故発生の状況、医療費用損害発生の有無および被保険者に該当する事実
(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項	保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項	医療費用損害の額および事故と損害との関係
(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項	この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
(5) 前4号のほか、会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項	他の保険契約等の有無および内容、医療費用損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等

4. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合には、前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合にはそのうち最長の日数）を経過する日とし、それを超えて支払うこととなった場合は超過期間に対する利息を付けて保険金を支払います。

(1) 身体障害発生の状況、身体障害発生の原因となった事故等を確認するために、警察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果を得る必要がある場合	180日
---	------

(2) 身体障害の内容、身体障害発生の原因となった事故、身体障害の発生と身体障害発生の原因となった事故との関係等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果を得る必要がある場合	90日
(3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域において、身体障害発生の状況やその程度等の確認のために必要な調査を行う場合	60日
(4) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合	60日
(5) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日
(6) 日本国外における調査	180日

5. 会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、請求書類以外の書類もしくは証拠の提出または会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
6. 前3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（必要な回答もしくは同意を拒んだとき、必要な協力に応じなかったときまたは第19条（会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求）の規定による診察等を行わなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7. 保険金の受取人である被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合で、次の各号のすべてに該当するとき、被保険者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として保険金の請求をすることができます。会社が保険金を代理請

求人に支払ったときには、その後重複してその保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

- (1) 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の配偶者（配偶者がいない場合には、被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族）であること
 - (2) 請求書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社が承諾した場合
8. 保険金の受取人である被保険者が死亡した場合の保険金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者とし、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合には、法定相続人の協議により定めた者
9. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
10. 故意に身体障害を生じさせた者は第8項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
11. 次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、それによって会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第5項の規定に違反した場合
 - (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第2項、第5項または第7項の書類に事実と異なる記載をした場合
 - (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第2項、第5項または第7項の書類または証拠を偽造または変造した場合

第19条<会社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求>

1. 会社は、第17条<治療を開始したときの連絡>の連絡または前条の保険金の請求を受けた場合、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、会社が費用を負担して、会社の指定する獣医師によるペットの診察または検査機関等によるペットの病理組織検査もしくは死体の検案を行うことを求めることができます。

第20条<会社による動物病院変更の要求>

1. 会社は、第18条<保険金の請求、支払時期および支払場所>の保険金の請求を受けた場合において、次の各号の事由を満たすときは、保険契約者または被保険者に対して、治療を受ける動物病院の変更を求めることができます。
 - (1) 被保険者が保険金を請求する治療費用が、治療を受けた時点の獣医学の水準に照らした平均的な治療費用の額から相当に乖離していること
 - (2) 治療を受ける動物病院を変更することにより、前号の状態の解消が見込まれること

6. 保険料の払込

第21条<保険料払込方法(回数)が月払の保険料の払込>

1. 保険料はその払込期間中、毎回、第23条<保険料払込方法(経路)>第1項に定める方法によって次の各号の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。
 - (1) 第1回保険料の払込期月は、責任開始日の属する月の初日から末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月は、責任開始日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで

第22条<保険料払込方法(回数)が年払の保険料の払込>

1. 保険料はその払込期間中、次条第1項に定める方法によって払込期月である責任開始日の属する月の初日から末日までに払い込んでください。

第23条<保険料払込方法(経路)>

1. 保険料は会社の定めた日(以下「振替日」といいます。)に保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)から会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
2. 前項の払込方法(経路)には、次の各号の条件を満たす必要があります。
 - (1) 指定口座が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること

- (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託していること
3. 振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合、翌営業日に振替を行います。この場合、第1項に定める振替日に保険料が払い込まれたものとします。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れてください。

第24条<保険料払込方法(経路)の変更>

1. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関等の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
2. 会社は、前条に定める以外の保険料払込方法（経路）は認めません。ただし、次条第1項第2号に該当する場合はこの限りではありません。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第25条<保険料払込の猶予期間および保険契約の失効>

1. 保険料払込の猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。
 - (1) 払込期月の振替日に保険料の口座振替が不能の場合は、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の合計額を振り替えます。
 - (2) 翌月の振替日にも口座振替が不能の場合は、保険契約者は、その振替日の翌日からその月の末日までに保険料を会社に払い込んでください。
2. 保険料の払込がない場合、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から失効します。

第26条<払込期月または猶予期間中に保険事故が発生した場合>

1. 保険料の払込がないまま、払込期月または猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者はただちに当該保険料を会社に払い込んでください。
2. 前項にかかわらず、会社は、保険契約者または保険金の受取人の申出により、保険金から払い込むべき保険料を差し引いて支払うことができます。
3. 前項の場合で、保険金が払い込むべき保険料に不足する場合は、保険契約者はただちに当該保険料を払い込んでください。当該保険料が払い込まれない場合、保険契約は前条第2項に定める日から失効し、会社は、保険金を支払いません。

7. 保険契約の取消・無効

第27条<詐欺による取消および不法取得目的による無効>

1. 保険契約の締結の際に、保険契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

8. 告知義務

第28条<告知義務>

1. 保険契約の締結または第35条<補償割合の変更>第1項もしくは第36条<免責金額の変更>第1項に定める変更をする際、保険契約者または被保険者は、会社所定の書面で質問した事項につき、その書面により告知してください。

第29条<告知義務違反による解除>

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、告知の際に事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合、会社は、保険契約を将来に向かって解除（第35条<補償割合の変更>第1項または第36条<免責金額の変更>第1項に定める変更の際の告知義務違反の場合

- には、支払保険金額の増額分を解除。以下同じとします。)することができます。
- 治療を開始した後でも、会社は、保険契約を解除することができます。
 - 前項の場合、会社は、保険金を支払いません(ただし、解除の原因となった事実によらずに身体障害を被った場合を除きます)。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の全額返還を請求します。
 - 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知をもって行います。ただし、保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合、被保険者または保険金の受取人に通知します。
 - 会社は、未経過保険料(第35条<補償割合の変更>第1項または第36条<免責金額の変更>第1項に定める変更の際の告知義務違反の場合には、支払保険金額の増額分に対応する未経過保険料。以下同じとします。)がある場合には、ペットが死亡した場合はペットが死亡した日を、それ以外の場合は解除の通知をした日を基準日として第34条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を支払います。

第30条<告知義務違反による解除ができない場合>

- 会社は、次のいずれかの場合、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - 会社が、保険契約締結または第35条<補償割合の変更>第1項もしくは第36条<免責金額の変更>第1項に定める変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - 会社または会社の保険募集人が、保険契約者または被保険者が事実の告知をすることを妨げたとき、もしくは保険契約者または被保険者に対し、事実の告知をしないことまたは不実の告知をすることを勧めたとき。ただし、会社または会社の保険募集人にこのような行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が前条第1項の事実の告知をせず、または不実の告知をしたと認められるときを除きます。
 - 会社が、解除の原因となる事実を知った日(正当な理由により解除の通知ができない場合、その通知ができる日)から起算して1か月を経過したとき

- 保険契約が責任開始日(第35条<補償割合の変更>第1項または第36条<免責金額の変更>第1項に定める変更の場合には、それぞれの変更日。以下同じとします。)から起算して2年を超えて有効に継続したとき。ただし、責任開始日から起算して2年以内に、解除の原因となる事実により治療を開始しているときを除きます。
- 責任開始日から起算して5年を経過したとき

9. 重大事由による解除

第31条<重大事由による解除>

- 会社は、次のいずれかに該当する事由(重大事由)がある場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(他の保険契約の保険金等を含み、保険種類および保険金等の名称の如何を問いません。以下本項において、同様とします。)を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - 第1号から前号までに掲げるもののほか、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号か

- ら前号までと同等の重大な事由があるとき
2. 会社は、治療を開始した後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。
 3. 前項の場合、会社は第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた医療費用損害についての保険金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみで、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。）を支払いません。また、すでにその医療費用損害について保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求します。
 4. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知をもって行います。ただし、保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合、被保険者または保険金の受取人に通知します。
 5. 会社は、未経過保険料がある場合には、ペットが死亡した場合はペットが死亡した日を、それ以外の場合は解除の通知をした日を基準日として第34条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に事故招致（未遂を含みます。）したときはこれを支払いません。

10. 契約者配当金

第32条<契約者配当金>

1. この保険契約には、契約者配当金はありません。

11. 保険契約の解約

第33条<保険契約の解約>

1. 保険契約者は、将来に向かって、いつでも保険契約を解約することができます。この場合、解約日は請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日とします。
2. 未経過保険料がある場合には、解約日を基準日として、次条の規定により、未経過保険料を支払います。

12. 未経過保険料

第34条<未経過保険料>

1. 保険料払込方法(回数)が、月払の場合
未経過保険料はありません。
2. 保険料払込方法(回数)が、年払の場合
未経過保険料は、領収した年払保険料から次の各号の基準日における既経過月数（1か月未満の端数は切り上げます。）に保険証券記載の月払保険料相当額を乗じた額を差し引いた額とします。
 - (1)第15条<保険金の支払限度額に達した場合の取扱>の場合は保険金の支払限度額に達した日
 - (2)第16条<ペットの死亡等による保険契約の消滅>第1項の場合はペットが死亡した日、第2項の場合はペットが引受範囲外となった日
 - (3)第29条<告知義務違反による解除>および第31条<重大事由による解除>の場合は、ペットが死亡したときはペットが死亡した日、それ以外の場合は解除の通知をした日
 - (4)前条の場合は解約日
3. 未経過保険料の計算式は次に定めるとおりとします。
未経過保険料＝保険証券記載の年払保険料相当額－（保険証券記載の月払保険料相当額×前項に定める各基準日における既経過月数）
4. 未経過保険料は、次の各号に定める日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社で支払います。
 - (1)第15条<保険金の支払限度額に達した場合の取扱>の場合は保険金の支払限度額に達したことを確認した日
 - (2)第16条<ペットの死亡等による保険契約の消滅>第1項の場合はペットの死亡についての通知を受けた日、第2項の場合はペットが引受範囲外となったことについての通知を受けた日
 - (3)第29条<告知義務違反による解除>および第31条<重大事由による解除>の場合は解除の通知をした日
 - (4)前条の場合は解約日

13. 契約内容の変更

第35条<補償割合の変更>

1. 保険契約者は、補償割合が増加となる補償割合の変更をする場合、保険契約の更新時においてのみ、会社の承諾を得て、変更することができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日の1か月前までに会社に請求書類を提出してください。
2. 保険契約者は、補償割合が減少となる補償割合の変更をする場合、保険契約の更新時においてのみ、変更をすることができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日までに会社に請求書類を提出してください。
3. 補償割合を変更した場合、保険料は、補償割合の変更後の保険料となります。
4. 補償割合を変更した場合、会社は補償割合の変更日（補償割合の変更前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下同様とします。）以後に生じた医療費用損害に対して、補償割合の変更後の支払保険金額を適用します。ただし、第10条<支払保険金額>第2項の規定に該当する場合はこの限りではありません。
5. 補償割合を変更した場合、会社は変更後の内容を記載した更新証を保険契約者に発行し、変更前の保険契約の保険証券とその更新証をもって変更後の保険証券とみなします。

第36条<免責金額の変更>

1. 保険契約者は、免責金額が減少となる免責金額の変更をする場合、保険契約の更新時においてのみ、会社の承諾を得て、変更することができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日の1か月前までに会社に請求書類を提出してください。
2. 保険契約者は、免責金額が増加となる免責金額の変更をする場合、保険契約の更新時においてのみ、変更をすることができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日までに会社に請求書類を提出してください。
3. 免責金額を変更した場合、保険料は、免責金額の変更後の保険料となります。
4. 免責金額を変更した場合、会社は免責金額の変更日（免責金額の変更前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下同様とします。）以後に生じた医療費用損害に対し

て、免責金額の変更後の支払保険金額を適用します。ただし、第10条<支払保険金額>第2項の規定に該当する場合はこの限りではありません。

5. 免責金額を変更した場合、会社は変更後の内容を記載した更新証を保険契約者に発行し、変更前の保険契約の保険証券とその更新証をもって変更後の保険証券とみなします。

第37条<保険料払込方法(回数)の変更>

1. 保険契約者は、保険契約の更新時においてのみ、保険料払込方法（回数）を変更することができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日までに会社に請求書類を提出してください。
2. 前項に定める変更が適用される日は、更新日とします。

第38条<保険契約者または被保険者の変更>

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 被保険者がペットを第三者に譲渡した場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、被保険者を変更しなければなりません。
3. 前2項の場合、保険契約者は会社に請求書類を提出してください。

第39条<保険契約者または被保険者の代表者>

1. 保険契約者または被保険者が死亡した場合の保険契約について、保険契約者の相続人（被保険者が死亡した場合には被保険者の相続人。以下同じとします。）が2人以上の場合、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者の相続人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の相続人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者の相続人が2人以上の場合、その責任は連帯とします。

第40条<保険契約者の住所または通信先の変更>

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、通常到達するた

めに要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 年齢の計算ならびに契約年齢およびペットの区分の誤りの処理

第41条<ペットの年齢の計算>

1. ペットの契約年齢は、責任開始日における満年齢で計算します。

第42条<契約年齢およびペットの区分の誤りの処理>

1. 保険契約申込書に記載されたペットの契約年齢に誤りがあった場合、次の方法により取り扱います。
 - (1) 責任開始日における実際の満年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、会社の定めるところにより処理します。
 - (2) 責任開始日における実際の満年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、責任開始日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したのものとして会社の定めるところにより処理します。
2. 保険契約申込書に記載されたペットの区分に誤りがあった場合、会社の定めるところにより処理します。

15. 保険契約の更新

第43条<保険契約の更新>

1. 会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に更新案内を通知します。更新案内を受け取った保険契約者が、保険期間満了日までに会社所定の書面にて保険契約を更新しない旨の通知をしない場合は、保険契約は保険期間満了日の翌日に更新されます。
2. 前項の規定により、保険契約が更新された場合には、会社は、更新証を保険契約者に発行します。
3. 更新後の保険契約(以下「更新後契約」といいます。)については、次のとおりとします。

- (1) 保険期間
1年とします。
 - (2) 保険料払込期間
1年とします。
 - (3) 保険料
更新日におけるペットの満年齢によりあらためて計算します。
 - (4) 告知義務違反による解除
更新前の保険契約(以下「更新前契約」といいます。)において告知義務違反による解除の事由がある場合、会社は、更新後契約を解除することができます。
 - (5) 適用する普通保険約款
会社がこの普通保険約款を変更した場合、会社は、変更後に更新された保険契約について、変更後の普通保険約款を適用します。
 - (6) 適用する保険料率
会社が保険料率を変更した場合、会社は、変更後に更新された保険契約について、変更後の保険料率を適用します。
 - (7) 保険証券
会社が発行した当初の保険証券と更新証をもって更新後の保険証券とみなします。
4. 第5条<保険期間と支払責任の関係>および第30条<告知義務違反による解除ができない場合>に定める保険契約を解除できない期間に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 5. 更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、会社の定める他の同種の保険契約に更新して継続させます。
 6. 第1項の規定にかかわらず、ペットの健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合には、会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に更新案内に代えて保険期間満了の案内を通知します。
 7. 前項の場合には、本条の保険契約の更新は行わず、保険契約は保険期間満了日をもって消滅します。

16. 保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合

第44条<保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合>

1. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
2. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生し、本商品が不採算となったときは、会社の定めにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。

17. 保険期間中の保険料の増額または保険金の減額をする場合

第45条<保険期間中の保険料の増額または保険金の減額>

1. 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。

第46条<想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減>

1. 医療費用損害が発生したにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険金を削減して支払うことがあります。

18. 時効

第47条<時効>

1. 保険金の支払を請求する権利は、第18条<保険金の請求、支払時期および支払場所>第1項に定める時の翌日から起算して3年間請求がない場合には消滅します。
2. 未経過保険料の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間請求がない場合には消滅します。

第48条<代位>

1. 被保険者がペットの身体障害について治療費用を負担することにより医療費用損害が生じた結果、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、会社がそ

の損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額			
(1) 会社が医療費用損害の額の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ①左記の支払った保険金の額 ②被保険者が取得した債権の全額			
(2) 会社が医療費用損害の額の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ①左記の支払った保険金の額 ②次の算式により算出された額			
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">被保険者が取得した債権の額</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">損害の額のうち保険金が支払われていない額</td> </tr> </table>	被保険者が取得した債権の額	-	損害の額のうち保険金が支払われていない額
被保険者が取得した債権の額	-	損害の額のうち保険金が支払われていない額		

2. 前項の場合において、会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 保険契約者および被保険者は、第1項の規定により会社が取得する債権の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、会社に協力するために必要な費用は、会社の負担とします。

19. 管轄裁判所

第49条<管轄裁判所>

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

20. 特別条件特則

第50条<特別条件特則>

1. 会社は、この保険契約の締結または保険契約の更新の際、

■別表1 <請求書類>

項目	約款条文	必要書類
保険金	第18条	<ul style="list-style-type: none"> ○会社所定の請求書 ○治療費用の支払を証明する領収書(明細付)または明細書 ○会社所定の診断治療証明書または身体障害の程度を証明する獣医師の診断書
代理請求	第18条	保険金の請求書類に追加して次の書類が必要になります。 <ul style="list-style-type: none"> ○代理請求人の住民票と戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 ○当該被保険者または代理請求人の健康保険証の写し(ただし、代理請求人が当該被保険者の戸籍上の配偶者である場合は不要とします。)
保険契約の解約	第33条	○会社所定の請求書
補償割合の変更	第35条	<ul style="list-style-type: none"> ○会社所定の請求書 ○当該ペットについての会社所定の告知書(補償割合が増加となる場合のみ必要となります。)
免責金額の変更	第36条	<ul style="list-style-type: none"> ○会社所定の請求書 ○当該ペットについての会社所定の告知書(免責金額が減少となる場合のみ必要となります。)
保険料払込方法(回数)の変更	第37条	○会社所定の請求書
保険契約者の変更	第38条	○会社所定の請求書
被保険者の変更	第38条	○会社所定の請求書

ペットの健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合、保険契約者の同意を得た特定の疾病(以下「特定疾病」といいます。)を不担保とする特別条件特則を、この保険契約に付加して締結することがあります。

2. 会社は、前項の規定により本特則を付加した場合には、ペットが、本特則が付加される期間中に特定疾病(これと医学上重要な関係があると獣医師が判断し、会社が認めた疾病を含みます。以下本条において、同様とします。)の治療がなされた場合に、被保険者が治療費用を負担することによる医療費用損害については、第2条<保険金を支払う場合>の規定にかかわらず、保険金を支払いません。
3. 本特則のみの解約はできません。

21. 保険料の払込にポイントを利用する場合の特則

第51条<保険料の払込にポイントを利用する場合の特則>

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、第1回保険料(保険料払込方法(回数)が年払の場合は年払保険料)の全部または一部の払込に、会社の提携するポイント発行企業が発行するポイント(以下「ポイント」といいます。)を利用することができます。
2. 会社は、保険契約者がポイントを利用したことを確認できた場合、ポイントを利用した時にそのポイントに対応する保険料相当額が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 払込期月の振替日前にポイントに対応する保険料相当額が払い込まれた場合でも、会社は、保険料相当額をその振替日に保険料に充当します。
4. 保険料の一部の払込にポイントを利用する場合、保険料相当額の残額は口座振替により払い込むことを要し、保険料相当額全額の払込があったことをもって、保険料に充当します。

※会社は、必要に応じて、一部の書類の提出について省略を認めること、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。

■この特約の主な内容

この特約は、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、インターネットを利用した保険契約の申込手続を可能とし、インターネットを利用した申込専用の保険料率を適用させることを主な内容とするものです。

第1条<特約の適用>

1. この特約は、保険契約の締結の申込にあたり、保険契約者（保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。）からインターネットを利用して保険契約の申込があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

第2条<保険契約の申込>

1. インターネットを利用した保険契約の申込は、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次の手続きにより取り扱うものとします。
 - (1) 会社は、インターネットを利用して、保険契約者および被保険者に対して保険契約申込画面（以下「申込画面」といいます。）を提示します。
 - (2) 保険契約者および被保険者は、申込画面において申込に係る所要事項を入力または選択し、入力または選択した事項を確認のうえ、インターネットを利用して、会社へ送信するものとします。
 - (3) 会社は、前号で入力または選択された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取り扱います。この場合、会社は、所要事項の受信を確認したうえで、申込画面において保険契約の申込を受け付けた旨を表示します。

第3条<告知>

1. インターネットを利用した保険契約の申込に関する告知は、主約款の規定にかかわらず、次の手続きにより取り扱うものとします。
 - (1) 会社は、インターネットを利用して、保険契約者または被保険者に対して保険契約の申込に関する告知画面（以下「告知画面」といいます。）を提示します。
 - (2) 保険契約者または被保険者は、告知画面において会社が告知を求めた事項について入力または選択し、入力または選択した告知に係る事項を確認のうえ、インター

ネットを利用して、会社へ送信するものとします。

- (3)会社は、前号で入力または選択された告知に係る事項の受信をもって、告知があったものとして取り扱います。この場合、会社は、告知に係る事項の受信を確認したうえで、告知画面において告知を受け付けた旨を表示します。

第4条<責任開始日>

1. この特約を適用して申し込まれた保険契約については、主約款の規定にかかわらず、会社は、第2条<保険契約の申込>第1項第3号および第3条<告知>第1項第3号の規定による受信をもって保険契約申込書等を受理したものとします。

第5条<ペットの契約年齢および区分>

1. この特約を適用して申し込まれた保険契約におけるペットの契約年齢および区分は、主約款の規定にかかわらず、第2条<保険契約の申込>第1項第3号の規定により、会社が受信した生年月日に基づく契約年齢または区分とします。

第6条<保険料率>

1. この特約を適用して申し込まれた保険契約の保険料は、専用の保険料率によって計算します。

第7条<主約款等の規定の準用>

1. この特約に別段の定めのない場合には、主約款および特約条項の規定を準用します。

■この特約の主な内容

この特約は、クレジットカードによる保険料の払込を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結>

1. この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結または更新の際、保険契約者から会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した保険契約の保険料の払込は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、クレジットカードにより行うものとします。
3. 第1項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りです。
4. 会社は、この特約の締結に際して、カード会社にクレジットカードの有効性の確認を行うものとします。
5. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条<保険料の払込>

1. 保険料は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行った上で、カード会社に保険料を請求した日に、払い込みがあったものとします。
2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険料の合計額をカード会社に請求します。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたが、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
4. 会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。

(1)会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと

- (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
5. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
6. 第1項の請求の際に、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であることを確認できない場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 翌月分の保険料を請求する日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の合計額についてクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行い、カード会社に請求します。
- (2) 前号の場合で、翌月分の保険料を請求する日にもクレジットカードの有効性および利用限度額内であることが確認できないときは、保険契約者は、その日の翌日からその月の末日までに保険料を会社に払い込んでください。
7. 前項の場合で、会社がクレジットカードの有効性を確認できないときは、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更することを要します。

第3条<クレジットカードの変更>

1. 保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 本条の変更については、第1条<特約の締結>第3項および第4項の規定を準用します。

第4条<特約の解約>

1. 保険契約者は、将来に向かって、いつでもこの特約を解約して、以後のクレジットカードによる保険料の払込を中止することができます。

第5条<特約の消滅>

1. 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険契約が失効したとき

第6条<主約款の規定の準用>

1. この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第7条<保険料の払込にポイントを利用する場合の特則>

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、第1回保険料(保険料払込方法(回数)が年払の場合は年払保険料)の全部または一部の払込に、会社の提携するポイント発行企業が発行するポイント(以下「ポイント」といいます。)を利用することができます。
2. 会社は、保険契約者がポイントを利用したことを確認できた場合、ポイントを利用した時にそのポイントに対応する保険料相当額が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 払込期月の第2条<保険料の払込>第1項に定める請求日前にポイントに対応する保険料相当額が払い込まれた場合でも、会社は、保険料相当額をその請求日に保険料に充当します。
4. 保険料の一部の払込にポイントを利用する場合、保険料相当額の残額はクレジットカードにより払い込むことを要し、保険料相当額全額の払込があったことをもって、保険料に充当します。

共同保険に関する特約

第1条<独立責任>

1. この特約が付加された保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金もしくは給付金（以下「保険金等」といいます。）の額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条<幹事保険会社の行う事項>

1. 保険契約者が保険契約締結の際および締結後において幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

(1)	保険契約申込書の受領もしくは保険契約申込に係る所要事項の受信または保険証券等の発行および交付
(2)	保険料の収納および受領または返戻
(3)	保険契約の内容の変更に係る書類等の受領または保険契約の解除
(4)	保険契約上の規定に基づく告知に係る書類等の受領もしくは告知に係る所要事項の受信または通知に係る書類等の受領
(5)	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承諾または保険金等の請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承諾
(6)	保険契約に係る変更手続完了の通知
(7)	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
(8)	事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金等の請求に関する書類等の受領
(9)	保険金等を支払うために必要な確認・照会・調査、損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全

(10)	(1) から (9) までの事務または業務に関し、会社の承諾が必要な場合の諾否の決定
(11)	(1) から (9) までの事務または業務に付随する事項

2. 前項の幹事保険会社の指名は、前項各号ごとまたは前項各号の一部ごとに行うことができるものとします。

第3条<幹事保険会社の行為の効果>

1. この特約が付加された保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条<幹事保険会社の行う事項>第1項各号に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条<保険契約者等の行為の効果>

1. この特約が付加された保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

ご契約に関する照会・各種お手続きはこちらへ
ご契約者様サポートセンター

TEL  通話料
無料 **0800-111-8164**

受付時間 ● 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)
※受付時間外は自動応答になります。

◆ 各種変更手続き(住所・電話番号の変更等)は、
自動応答専用ダイヤルでも承ります。

通話料無料 **0800-100-8164** (24時間受付)

保険金・給付金に関するお問い合わせ、ご請求はこちらへ
保険金・給付金請求受付センター

TEL  通話料
無料 **0120-80-2608**

受付時間 ● 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)
※受付時間外は自動応答になります。

◆ ペット保険の保険金請求書類の発送は、
自動応答専用ダイヤルでも承ります。

通話料無料 **0800-100-8164** (24時間受付)

資料請求・ご加入に関するお問い合わせはこちらへ
SBIいきいき少短コールセンター

TEL  通話料
無料 **0120-63-1234**

受付時間 ● 午前9時～午後7時(日・祝・年末年始等の休業日を除く)

苦情のお申し出およびご意見・ご相談はこちらへ
お客様苦情・相談窓口

TEL  通話料
無料 **0120-19-0703**

受付時間 ● 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

FAXでのお問い合わせはこちらへ

FAX  通信料
無料 **0120-74-8165**

受付時間 ● 24時間受付

SBI **いきいき少短**

SBIいきいき少額短期保険株式会社

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

SBI **リスタ少短**

SBIリスタ少額短期保険株式会社